

くはしくは齊明紀に云へし。

五年甲辰

五年春二月戊午朔。於筑紫所居三神見于宮中言。何奪我民矣。吾今慚汝。於是禱而不祠。

於筑紫所居三神。釋云。指筑前宗像三所而言。とあり。式宗像郡宗像神社三坐。天書に五年春二月戊午朔。筑紫宗肩神有祟于臥内。上禱不禮。とあり。○何奪我民。十月紀に見えたり。○慚汝。慚集解に辱に作れり。○禱而不祠。重胤云。禱は祈願ふ事也。祠は祭祀を行ふを云ふなり。と云り。禱言のみ白して神を祭祀らす。なほさりにうち過し玉ふなり。天書に不禮とあるも。不禮の誤にはあらざるか。下文に不治神祟とあるこれなり。

秋九月乙酉朔壬寅。天皇狩于淡路島。是日河内飼部等從駕執轡。先是飼部之鷹皆未差。時居島伊弉諾神託祝曰。不堪血鳬矣。因以卜之。兆云惡。飼部等鷹之氣故自是後頓絕以不鷹。飼部而止之。

壬寅。十八日なり。○河内飼部。河内に馬飼ありしこと。續紀に見えて次に引。日本靈異記。河内更荒郡馬甘里とあるは。飼部の住るより。里名と成しなるへし。○執轡。轡和名抄轡。俗云久都和。權人和名久利。○飼部之鷹。飼部は上古より。一種の賤民に定め玉ひしか故に。良民との識別のために。鷹じて使ひ玉ひしたものとみえたり。後までも此職を賤めたりし事は。續紀天平十六年。免天下馬飼雜戸人等。勅曰。汝等今負姓人所耻也。所以原免同於平民。但既免之後。汝等手伎如不傳習子孫。子孫彌降前姓欲レ卑レ品。又寶龜元年紀に。天平十二年。左馬寮馬飼大豆飼麻呂。經告河内國人川邊朝臣宅麻呂男杖代勝麻呂等。編附飼馬。宅麻呂累年披訴。至是始著。因除飼馬之帳。なとあり。馬飼の賤民たりしこと知へし。さてこの鷹は右の義なれば。上に見えたる墨刑の鷹にはあらされど。こゝに神の惡み玉ひしを見れば。人も厭ひしものなるへし。さるは馬飼部のみにはあらず。かかる賤民の類は。なへてしかせしものにあるへし。記の安康段に。面鷹老人來曰。我者山代之猪甘也。と云ることもあるにて。おしはからるゝなり。○居島伊弉諾神。式淡路國津名郡伊佐奈岐神社これなり。此神社のことは既に神代紀に云り。今郡家村にあり。一宮にます。○ト之兆云。令義解云。ト者灼鵝之也。兆者灼鵝縱横之文也。○不鷹飼部。類史に不字なし。さらば鷹飼部而止之と訓へし。さてもなほ文面穩かならず。姑本のまゝにてあるなり。○止之は。飼部を鷹く事を止たるならめど。猶詳ならず。

癸卯。有如風之聲。呼於大虛。曰。劔刀太子王也。亦呼之曰。鳥往來羽田之汝妹者。羽狹丹葬立往。汝妹此云難通毛一亦曰。狹名來田蔣津之命。羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰。皇妃薨。天皇大驚之。便命駕而歸焉。

癸卯は十九日なり。○劔刀太子王也。劔刀は太子と言はむとする枕詞なり。上古刀身を比とも云じこと既に云り。こゝも劔に身と云つゝけなり。また或説に刀の身は。鞘を隔てゝ體に著くるか故に。隔着くと云て。日嗣に云かけたるなり。萬葉四。絶常云者。和備染責跡。燒太刀乃。隔付經事者。幸也吾君。また二鞘之。家乎隔而。懸乍將座。などある。此意なりと云り。さてこの太子王也とある事甚不審じ。此時の太子は二年の下に。正月立瑞齒別皇子爲儲君とありて。反正天皇の御事なるは遠なし。集解にこれを解て。蓋明年帝崩。太子即位之兆。詳注于釋訓。とあれど。天皇の崩坐へき兆に。太子王也とあるへきよしなし。また天書には。癸卯有レ聲曰。太子皇妃等薨。大驚歸和州。とあれども。太子の薨坐する事他に見えず。又此時太子に立玉ふへき皇子。外にましまさす。とにかくにおほつかなきを。強て考るに。天皇の御子に。太子に立玉ひしは。本紀には見えねど。こゝにかく太子王と云。天書にもたしかに太子皇妃等薨とあれば。おしてなかりしども云かたし。もしくは皇妃の生玉ひし皇子ありて。二

年に瑞齒別皇子ともに。儲君に立玉ひしか坐しにもあるへし。然るに既く薨坐しかは。其御名も傳はらぬにやありけむ。しかみる時は事なく通ゆるか如し。かにかくに。こゝに太子王と書れたるをおもへは。撰者もなほ日嗣御子をは。太子の御事と爲たるものなることは。明らかし。これは試の考なれは。こゝに記してなほ後人の考を待つものなり。の羽田矢代宿禰の女を。妃としなまひし時。妃の御上にことありし事などありて。其ほどの事なるを。後の后妃の御上にまかへて。語り傳へしものならむかと思へり。されど矢代宿禰の女黒媛は。太子妃になり玉ふへくもあらしとおもへは。なほこれもいかるなり。但しあが見る時は。羽田之汝妹者云々。とあるには。かなへるかことくなり。○鳥往來羽田之汝妹。釋紀に鳥往來欲レ謂ニ羽田之發語也。とあり。羽田之汝妹は。記傳に。上文に所謂葦田宿禰之女黒媛なり。羽田は高市郡波多郷なるへし。其は御母の郷などにて。皇妃も。と其郷に住給ひし故に羽田之汝妹とは云るなるへし。と云り。和國高市郡波多里人也。とあり。○羽狹丹葬立往。羽狹は允恭紀歌に。幡舍能夜摩とある處なるへし。されど其地は詳ならず。大和志に。羽狹山在吉野郡北莊馬佐村上方。とあれど疑はし。按に羽狹は。上古墓地の稱なるへし。名義は谷間にて。山々の谷間に人を葬りしるべし。さらば輕太子の衣通郎姫に贈り玉へる歌に。幡舍能夜摩の鳩の下泣に泣とあるも。墓地とはなけれど。御歌のさま終焉の地を指せるがごくに聞ゆ。また武烈紀影媛か。其夫鮪を葬りし處を。乃樂能婆娑摩備。斯々貳慕能。彌逗矩陸御墓黎。とある婆娑摩は。本より墓地なり。また大和の泊瀬を。上古墓地なりと云る説も。其地勢山の谷間なればよく叶へり。故にハサとも云りしを。後にハセと轉じ云りしか。本名波都世と云と一つになれりしるへし。ハツセとハセとは。本より名稱は異なれとも。自から一になれりしるべし。

さらばこそも羽狹丹葬立往は。墓地に葬ることとして見るへし。なほよく考へし。○亦曰は。亦呼之曰の義なり。或説に。亦曰以下十七字。校本云。疑粗字。○狹名來田之蔣津之命。未詳ならず。通證に蔣津之命蓋黒媛之別號と云り。重胤云。姓氏錄に薦集造と云るあり。コモツメと訓へきにや。コモツと訓へきにや。もしコモツならは。この蔣津と等しき地名なるへし。と云り。なほ考へし。さて羽狹丹葬立往とは。此時未葬りは爲玉はさりし前なれど。かく豫め諭し玉ふは。即神の御告なれはなり。

丙午。自淡路^レ至^レ冬十月甲寅朔甲子。葬皇妃^{イチ}。既而天皇悔之不^レ治^{メ王ハ}神^ニ崇^フ而亡^フ。皇妃^{イチ}更求其咎^ニ。或者曰。車持君行^{カタテ}於筑紫國^ノ。而悉^{カトリ}校^ニ車持部^ノ。兼取^レ充神者^{カムヘンダシテ}必是罪矣。

丙午は二十二日なり。○甲子は十一日なり。○悔之。集解に之字熟田本に據て削れり。されど本のまゝにてもよろし。

○車持君。姓氏錄に。左京皇別車持公。上毛野朝臣同祖。豐城入彦命八世孫。射狹君之後也。雄略天皇御世。供^ニ進乘輿^ノ。仍賜^ニ姓車持公。又見^ニ攝津^ノ。とあり。按に車のこと。駿河風土記に。大己貴命天羽車に米玉ひしこと。また天書に。天孫降臨の時。玄龍車を賜ひしこと見えたれど。これらは聊疑はしきよしもあるを。常陸風土記に。倭武天皇云々車所^レ經之道^ト云^ト。大日本史氏族志云。據^ニ本書^ノ。雄略

帝以前。已有^ニ車持君^ノ。然不^レ知^ニ何族^ノ。按車持朝臣執^ニ菅蒼^ノ。見^ニ大嘗祭式^ノ。蓋神代遺事。然則有^ニ車持君^ノ。當在^ニ雄略帝以前。姓氏錄恐誤。天武紀十三年。車持公賜^レ姓曰^ニ朝臣^ノ。桓武帝時。越前人外正七位上秦人部武志麻呂。請復^ニ本姓車持^ノ。見^ニ續紀^ノ。朱雀帝時。有^ニ左衛門番長車持當用^ノ。見^ニ外記日記^ノ。後世其族改賜^ニ宿禰^ノ。見^ニ除目大成鈔^ノ。とあり。○校。訓カトリ。次に檢挾をカトレリと訓るは。谷川氏説に。繼體紀制字訓同し。新撰字鏡に該をよめり。折曲也^ト見えたり。山風に花の香かとふ云々。正義に勾引なりと云り。今人を勾引するをかとはかすと云へる是なり。略^レ人といふも同じ。法曹至要鈔に。勾^ニ引人^ノ略^ニ賣之^ト。とあり。馬かさひといふ事あり。と云り。其意なり。又^ヲ、メタ。又ノ、スと訓り。後撰集に。山風に花の香らむと云へるは。しかし。○車持部。集解に。按類聚抄。上總國長柄郡。越中國新川郡。共有^ニ車持^ノ。由^レ此考^レ之。諸國有^ニ車持部^ノ可^レ知。只總越二國地名偶存耳。とあり。さることなるへし。悉^トあるを見れば。筑紫にも處々にありくなるへし。○充神者は。神部等の民の義にて。朝廷より神戸に充おかれたる民戸なり。この神部は。宗像の神戸なること次にみゆ。

天皇則喚^ニ車持君^ノ。以^テ椎問^ハ之^ヲ。事既實^ナ焉^ヲ。因以^テ數^ハ之^ヲ。曰^ハ爾雖^ニ車持君^ノ縱^ハ檢^ニ挾^ハ天子之百姓^ノ。罪^ナ也^ヲ。既^ニ分^ハ寄^ハ于^ニ神祇^ノ。車持部^ノ兼^ハ奪^ハ取^レ之^ヲ。罪^ナ也^ヲ。則負^{セテ}

惡解除。善解除。而出於長渚崎。令祓禊。既而詔之曰。自今以後。不得掌築紫之車持部。乃悉收以更分之。奉於二神。

事既實。實上秘閣本に得字あり。○數之。通證に當訓世米豆。博雅數責也。とあり。○爾雖車持君は。車持君に屬する部は。此氏の預知所なれどなり。○奪取は。すなはち右に見えたる校カトレるにて。勾引なり。○惡解除善解除。此事既に神代紀に見えて。已に其下に注せり。延暦二十年格に。承前神事有レ犯科祓贖レ罪。善惡二祓重ニ科一人。とある是なり。集解云。按古犯レ罪者。科ニ兩度祓。前爲ニ惡祓。後爲ニ善祓。毎レ祓出レ贖也。と云へり。此說かなへり。○出於長渚崎。攝津志に。河邊郡長洲演長洲村。或曰。履中紀出於長渚崎。令祓禊。即此。また今錦樂寺。東長洲。中長洲。西長洲屬邑。大物タケツ。尼崎。以上五村。とあり。拾遺集相摸。命たに長洲にあらは津國の。難波のことも嬉しかるへき。記傳云。これを以見れば。犯ある者。祓も。水邊に出てみそきけり。と云れたれど。身禊は水邊ならては爲しかたきものなれは。犯の有無にかゝる事にはあるへからず。○祓禊。本に禊を禊に作る。今集解に據て正せり。考本には潔とあり。

六年乙巳
六年春正月癸未朔戊子立草香幡棱皇后爲皇后。辛卯始建藏職クサカサフテ因定藏部。

戊子は六日。○草香幡棱皇后の事。上に既に云るか如く。天皇の御妹なるにはあらず。但し草香とあるを以。なほ御妹なる幡棱皇后女をも。雄略紀に草香幡棱姫皇后女ともあれは。同皇女ならんとおもふへけれど然らす。此皇后は幡日之若郎女の事なるか。此郎女も草香に坐しものを見て妨なし。かにかくに混れやすし。なほ下にも云。○辛卯は九日なり。○始建藏職。因定藏部。記云。天皇於是以ニ阿知直。始任藏官。亦給糧地。古語拾遺云。當ニ神武天皇之時。帝之與レ神。其際未レ遠。同レ殿共レ牀。以レ此爲レ常。故神物官物。亦未分明。宮内立藏。號ニ齊藏。令ニ齊部氏永任ニ其職。至ニ後磐余稚櫻朝。二韓貢獻。奕世無レ絕。齊藏之傍。更建内藏。分ニ收官物。仍令下阿知使主與三百濟博士王仁。記其出納。始更定藏部。姓氏錄右京諸蕃。內藏宿禰。都賀直四世孫。東人直之後也。令内藏寮頭一人。掌ニ金銀珠玉寶器。錦綾綵氈褥。諸蕃貢獻奇珍之物。年料供進。及別勅用物事。助一人。允一人。大少屬二人。大少主鑰一人。藏部四十人。なぞありて。此時の藏職は。即後の内藏の始なり。これより後雄略帝の御世に至りて大藏を立つ。即令に所謂大藏省の始なり。さてまた藏部は大藏にも在り。ともに藏の事を掌る官なり。かくて通證云。

今按應神十六年。王仁來朝。二十年阿知使主。其子都加使主歸化。至于此其間百二十年矣。然則皆是指其子孫而言。あるなとは。通例の論なり。上にもをりく云るか如く。武内宿禰の子等。みな百五十年をも歴て。此御世に未だ残れるかあるを以て見れば。蕃種の王仁阿知使主なりとて。などか百年以上の壽を得ぬとは押究むへき。拾遺の傳のまゝに心得て。更に差支へなき事なりかし。

一月癸丑朔。喚鯽魚磯別王之女。太姬郎姬。高鶴郎姬。納於后宮。並爲嬪。於是二嬪恒歎之曰。悲哉吾兄王。何處去耶。天皇聞其歎而問之曰。汝何歎息也。對曰。妾兄鷦住王。爲人強力輕捷。由是獨馳越八尋屋。而遊行。既經多日。不得面言。故歎耳。天皇悅其強力。以喚之不參來。亦重使而召。猶不參來。恒居於住吉邑。自是以後廢以不求。是讃岐國造。阿波國脚咋別。凡一族之始祖也。

鯽魚磯別王。名義未詳。通證云。據下文。讃岐國造。考景行紀及國造本紀。神櫛皇子之孫也。云。古者天子后立六宮。三夫人。九嬪。二十七世嬪。八十一御妻。などあり。○太姬。太本に大に作る。今類史北野本考本に據る。○嬪。職員令云。嬪四員五位以上。と

あり。然此時未た嬪禮曲禮。天子有后。有夫人。有世嬪。有嬪。有妻。有妾云々。婚義に。古者天子后立六宮。三夫人。九嬪。二十七世嬪。八十一御妻。などあり。。など云る名目ありしにはあらず。たゞ妃に繼ける夫人を云なり。ミメと訓るは何れにも亘りて宜し。○八尋屋。通證云。神代紀所謂八尋殿之類。謂其高大也。とあり。山城國風土記。建角身命。造八尋屋。豎八戸扉云々。と見えたり。この屋を。神名帳頭注に引るには殿もあり。同じ事なり。萬葉十六。虎爾乘。古屋乎越而。青淵爾。蛟龍取將來。鉄刀毛我。○居於住吉邑。攝津志云。住吉郡鷦住王隱居古蹟在住吉邑。俗呼富士宅。とあり。○讃岐國造は。國造本紀。讃岐國造。輕島豐明朝御代。景行帝兒神櫛王三世孫。須賣保禮命。定賜國造。とありて。景行紀神櫛皇子の下に已に委く云り。栗田寛云。神櫛王の子鯽魚磯別王。其子鷦住王の子。須賣保禮命などにや。かくて三世なりと云れたるに就て。なほ考ふるに。已にも引て云る讃岐人松岡調說に。此須賣保禮命は。姓氏錄酒部公條に。神櫛皇子三世孫足彥大兄王と見え。又讃岐公系圖に。神櫛王三世孫に。森葉麻命と云か有は此人か。また全讃史讃岐國造世紀に。十河氏譜曰。神櫛王云々。其子曰千摩命。成務帝云々。其子曰能摩命。應神帝命以爲國造。所言須賣保禮命是也。其子森葉摩命云々。とあるに據れば。鯽魚磯別王一名千摩命。鷦住王一名能摩命。其子森葉摩命と云るか。須賣保禮命ならんか。されど定めかたし。また栗田寛云。讃州府志に。鷦住王云々。偷出官而遜於攝之住吉。皇后屢請于帝。帝徵不應。又去而之阿州穴咲之邑居焉。鄰里從之。生一男。野根氏其裔也。後又來家于鶴足郡富熊邑。恒以勇力爲事。卒葬於飯山。鄉人立廟歲時祀之。所謂飯山神社是也。と

あるは。書紀の趣をかつて當國に語り傳へしなるへし。さて生ニ一男ニ云は。須賣保禮命にあたれり。また此國に十河氏高木氏ありて。神櫛王の裔なりといへり。よく考ふべき事なり。と云れたり。

○脚咲別。詳ならず。右に引る讀州府志のほかにも書たるものあるか。たつぬへし。脚咲も何郡ならむ。ものに見えす。

三月壬午朔丙申。天皇玉體不悆。水土不調。崩于稚櫻宮。時年七十。冬十月己酉朔壬子葬百舌鳥耳原陵。

丙申十五日なり。○不悆。字典に念音豫喜也とあり。不豫と云るに同じ。○崩。記云。壬申年正月三日崩とあり。此紀にては。壬申は仁德帝六十年。又允恭帝の二十一年にあたれり。月も日もあはす。○時年七十。四字北野本集解に據て大字とせり。大日本史云。本書立太子下。注時年十五。崩下注時年七十。舊事紀同。按天皇年十五立爲太子。則以仁德帝十七年生。崩年七十七。一書矛盾。據仁德帝七年定壬生部之文。其謬誤可レ知。水鏡爲太子一年十五。卽位年六十七。古事記崩年六十四歲。壬申年正月三日崩。神皇正統記六十七。歷代皇紀卽位六十四。崩年七十。諸說不レ一。不可ニ考據。とあり。○壬子。四日なり。○百舌鳥耳原陵。式百舌鳥耳原陵。履中天皇。在和泉國大鳥郡。兆域東西五町。南北五町。陵戸五

細。和泉志に。在大山陵南上石津村。陵畔有墓。有龜冢。乳闇冢。飲酒冢等號。と云り。

瑞齒別天皇 反正天皇

漢書高帝紀。曰撥亂世反之正。公羊傳曰。撥亂反正。莫近於春秋。

瑞齒別天皇。去來穗別天皇同母弟也。去來穗別天皇一年。立爲皇太子。天皇初生于淡路宮。生而齒如一骨。容姿美麗。於是有一井。曰瑞井。則汲之洗太子。時多遲花落在于井中。因爲太子名也。多遲花者今虎杖花也。故稱謂多遲比瑞齒別天皇。六年春二月。去來穗別天皇崩。

立爲皇太子。本に立爲二字を行す。今譜本に據て正す。○齒如一骨。記云。此天皇御身之長九尺二寸半。御齒長一寸。廣二分。上下等齊。既如貫珠。○曰瑞井。本に曰を日に誤れり。今正す。記安寧段に淡道之御井宮。仁德段に。旦夕酌淡路島之寒泉。獻大御水也。などあると皆一にて。上代より名高く。甚めてたき井にそありけん。さて此井は。集解に淡路人黒田仲維曰。三原郡志知川原村有小社。

名_ニ產_{ウラノ}宮。社前有_ニ楠株。徑九尺計。有_レ水深一尺許。大旱不_レ涸云。相傳太神宮產湯汲_レ之。四方注連護_レ之。

按所謂瑞井即_レ是謂_ニ太神宮產湯者俗傳也。と云り。なほよく聞まほし。○多遲。天皇御名には多遲比とあり。こゝに比字なきは。省きて書るものなるへし。訓にタチヒと訓るに從るへし。○在于井中。

本に在を有_コあり。集解に在に作るに據て改む。○虎杖花。和名抄草木部。虎杖伊太止里。本草疏云。虎杖一名武杖。内膳式雜菜條に。虎杖二斗とあり。鹽漬にして食ふに堪たりと云り。枕草紙に。いたと

りは虎の杖と書たるとか。杖なくともありぬへき顔つきを。などあり。○故稱謂多遲比瑞齒別天皇。

記傳云。この傳は事のまきれなり。其は三代實錄十二に。貞觀八年二月。丹遲真人貞峯等上表曰云

々。宣化天皇々子加美惠波皇子。生三十市王。十市王生_ニ多治比古王。此王生產之夕。忽多治比花飛浮湯沐浴。以_ニ此冥感。名_ニ多治比古王_ニ云々。此時の古事なるを誤り傳たるなるへし。此天皇は河内の多治比

に都敷ませれは。本より其處に住玉ひて。其地の名なることいちしるし。又彼地名は。此天皇より出たるかとも云へけれど。履中の大御歌に。すてに多遲比野とよみ玉へるをや。と云れたるはさることなり。されは此天皇御名も。還りて地名より出たること明けし。然るに信友說に。此天皇淡路宮にて坐しける時。洗せ奉る井に。多遲比の花の落て在しによりて。多遲比瑞齒別皇子と稱へ奉り。河内に居住玉ひけるか。其地の名をも。即て多遲比貞せ呼たるなり。其は履中天皇段に。河内に多遲比野といふか見えて。御歌にもよみ玉へるをもて知へし。さて此天皇都_ニ於河内丹比_ニ謂_ニ柴籠宮_ニあると思ふに。皇子にて坐し_ムほどより。皇太子に立給ひても。なほ其處に住居玉ひつるに。履中天皇崩玉ひて。御世を繼_ムせ玉ひければ。大和に都を改遷らせて。遷り玉ふへきを。わづかに即位より六年の正月に崩玉ひければ。其_レカマ_ニ構_スはかりにて。いまた成就ど_ミのはさりつるなるへし。と云れたるは。中々にわ

うかる姓氏錄右京神別。丹比宿禰。火明命三世孫。天忍男命之後也。男武額赤命七世孫。御殿宿禰。男色鳴。大鷦鷯天皇々子瑞齒別尊。誕_ニ生淡路宮_ニ之時。淡路瑞井水奉_レ灌_ニ御湯_ヲ。于_レ時虎杖花飛_ニ入_レ御湯_ヲ。蓋_シ中_ニ色鳴宿禰稱_ニ天神壽辭。奉_レ號曰_ニ多治比瑞齒別尊。乃定_ニ多治部於諸國。爲_ニ皇子湯沐邑。即以_ニ色鳴_ヲ爲_レ宰。令_レ領_ニ丹治部人戶。因號_ニ丹比連。遂爲_ニ氏姓。舊事紀に。天火明命三世孫天忍男命。大娘壬部連等祖_ニ五世孫建筒草命。多治比連祖。などあり。記云。爲_ニ水齒別命之御名代_ニ蛟部。

元年丙午

元年春正月丁丑朔戊寅。儲君即_レ天皇位。秋八月甲辰朔己酉。立_ニ大宅臣_ヲ。祖木事_ヲ之女津野媛_ヲ爲_ニ皇夫人_ヲ。生_ニ香火姬_ヲ。皇女_ヲ。又納_ニ夫人_ヲ。弟弟媛_ヲ。生_ニ財_ヲ。皇女與_ニ高部皇子_ヲ。

戊寅。二日なり。○即天皇位。大日本史天皇即位下に云。水鏡帝王編年記歷代皇紀皇年代略記。並曰時年五十五。按本書天皇享年闕。故不_レ取。とあり。○己酉。六日なり。○大宅臣。本に大を太に作れり。今熱田本興國本及舊事紀に據る。記云。天押帶日子命者。大宅臣之祖也。姓氏錄山城皇別。大宅臣。小野朝臣同祖。河内大宅臣。大春日同祖。天足彥國押人命之後也。天武紀十三年十一月。大宅臣賜_レ姓曰_ニ朝臣。東大寺奴婢籍帳に。孝謙帝時。大倭添上郡大宅鄉戶主大宅朝臣可是麻呂。見えたり。姓氏錄に。大宅朝臣と云も見えたり。

えた。○木事之女云々。記には九邇之許基登臣之女都怒郎女とあり。九邇臣も。大宅臣同祖の氏なれば。一なるへし。姓氏錄大和に。布留宿禰條に。天足彦國押人命七世孫。米餅搗大使主命後也。男木事命。此人は。時代合へり。男市川臣云々。續後紀一。典藏從四位下大宅水取臣繼主等。賜朝臣姓。繼主臣八腹木事命後也。とある八腹木事命も。また同人なるへし。○皇夫人。始て出たれど。此名目も後に皇字を加へしなるへし。皇后皇妃の例なり。○香火姫皇女。記に甲斐郎女とあり。○圓皇女。記に都夫良郎女とあり。○財皇女。記に財王とあり。皇子なり。○高部皇子。記に多詞辨郎女とあり。

冬十月都於河内丹比。是謂柴籬宮。當是時。風雨順時。五穀成熟。人民富饒。天下太平。是年也太歲丙午。

都於河内云々。この天皇は皇子にて坐々しほとより。この丹比に居住たまへるを。かく記されたるは。恐くは誤なるへし。帝王編年記に。丹比柴籬宮。河内丹比郡。今宮坂上路北室地是也。とあり。河内志に。丹比郡柴籬宮古蹟。在松原庄植田村廣庭神社東北。とあり。今中河内郡(舊丹比郡) ○太平。熱田本太を泰に作る。○太歲丙午。年代記を考るに。東晉安帝義熙三年に當る。

五年庚戌

五年春正月甲申朔丙午。天皇崩于正寢。オホトノ

五年。本に六年に作るは誤なり。今熱田本與國本類史及舊事紀に據る。大日本史にも此を論ひて云はく。本書作六年正月甲申朔丙午。允恭紀首亦云。六年崩。推干支。六年正月戊申朔無丙午。類聚國史作五年正月丙午。舊事紀五年正月甲申朔丙午。按五年歲在庚戌。允恭帝元年在壬子。崩五年。則辛亥年空位。一書所レ書。與下允恭紀位空既經年月之文。足互相證。因定爲五年。とあり。さる事なり。○丙午は二十三日なり。○崩于正寢。記云。天皇御年陸拾歲。丁丑年七月崩。大日本史云。本書享年闕。古事記水鏡神皇正統記等諸書。皆云六十。據此則以仁德帝四十年一生。然皇母磐之姬。以仁德帝二十五年崩。諸說不足信。今無所レ致。と云り。按るに磐之姬命。淡路國に遊行し。事。本書に見えす。三十一年秋九月。皇后遊行紀國。到熊野岬。と本書にあれば。其時淡路にも至りました。さて其處にて。この天皇をは生玉へりしものと見れば。皇后は御子產の事など坐て。生死もじられ給はぬに。天皇は京にて八田皇女に御合坐て。夜晝戯れ遊びますを聞召して。甚く恨み怒り坐したりけん。かの允恭天皇の皇后忍坂大中姫命か。大泊瀬天皇を産み坐ける夕。天皇藤原宮に幸して。弟姫に御合玉ひしを聞じめして。甚く恨み坐し。產殿を焼て死なむと爲玉ひし事に思ひ合せて。さも有けんと思測り奉られたり。さて磐之姫は。其月に難波に歸り玉ひしかど。都へは入坐さす。遂に御中解けすて。三十

五年六月と云ふに。筒城宮にて薨し玉へれば。三十年より三十五年までの間に。この天皇を生み玉ふ
ましきなり。さて三十八年には。八田皇女皇后と成り玉へり。これらの年立によれば。此天皇御年七十
歳になり玉ふへし。さて記の丁丑年は。允恭天皇二十六年にあたれり。かにかくに考ふべきよしな
し。○正寢は。公羊傳に。路寢者何正寢也。何休曰。公之正居也。とあり。或人云。正寢は大殿にて。夜
御殿を申せり。天子の御寢坐所なること。年中行事歌合をはじめ。源氏桐壺及中昔の書に見えたり。
此御殿には。劍璽を安奉れること。禁祕御抄に記し玉へれば。此にて崩玉ふは如何と思へど。素より
御寢所なれば憚なきにや。正寢とは支那國にて。高寢路寢小寢など名け。王公らか居所なる由を借た
る字なり。と云へり。

日本書紀卷第十一終

240
2143228
908

昭和十五年十一月十六日印
昭和十五年十一月二十日發行

刷行

増補正訓日本書紀通釋第三册
定價拾五圓

著者

飯田季武

版権権承者

飯田縣精一

發行者

飯田季武

東京市麹町區九段一丁目十六番地

東京市麹町區九段一丁目十六番地

印刷者

大貫善次郎

東京市麹町區九段一丁目十六番地

内
畠傍書房

日本書紀通釋刊行會

發行所

五百部定限
電話九段(33)四九七二番
相模口座(東京一六六六四六番)

本製・刷印・社會式株刷印本製書山



J. C. W.

終

